資料 3－2

# 近畿2府4県労働局が合同でトラック運送事業者を一斉監督

滋賀労働局（局長 辻 知之）、京都労働局（局長 井内 雅明）、大阪労働局（局長 中沖 剛）、兵庫労働局（局長 中山 明広）、奈良労働局（局長 吉野 彰一）、和歌山労働局（局長 中原 正裕）の近畿2府4県労働局は、本年9月に一斉に貨物自動車運送事業（トラック運送事業）に対して実施した、長時間労働による過労運転防止のための法定労働条件の確保及び改善基準（注1）の遵守並びに荷役作業等の労働災害防止のための監督指導の実施結果の概要を、以下のとおり取りまとめました。

注1） 改善基準とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（資料1参照）を指します。

**監督指導実施結果の概要**

| | 件数 | 違反率 |
|---|---|---|
| 監督実施事業場 | 159件 | － |
| 法違反事業場 | 122件 | **76.7%** |
| 改善基準違反事業場 | 78件 | **49.1%** |

**主要な違反事項／違反率**

| | 労働基準法関係 | 違反率 | 安全衛生法関係 | 違反率 | 改善基準 | 違反率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 労働時間 | 50.3% | 健康診断 | 13.8% | 最大拘束時間 | 37.1% |
| 2 | 労働条件明示 | 21.4% | 安全衛生管理体制 | 8.8% | 総拘束時間 | 24.5% |
| 3 | 割増賃金 | 19.5% | その他 | 13.8% | 休息期間 | 29.6% |
| 4 | | | | | 連続運転時間 | 19.5% |

・監督指導とは、賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が事業場を訪問するなどにより立ち入り検査することをいいます。
・労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や帳簿等関係書類の検査などの権限が与えられています。
・事業場の現状を的確に把握するため、監督は、原則として予告することなく実施しています。
・監督の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により、その是正を図るよう、行政指導を行います。また、労働災害を生じさせる危険が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります。

## 監督指導実施結果

### 1 法違反等事業場の状況

監督の実施件数は、159件で、このうち法違反が認められ、是正を指導した事業場は122件、法違反率は76.7%でした。

また、改善基準違反が認められ、改善を指導した事業場は78件、改善基準違反率は49.1%でした。

### 2 労働基準法の主要な違反事項

| | 違反事項 | | 違反件数 | 違反率 | 違反の内容 |
|---|---|---|---|---|---|
| 労働時間・割増賃金関係 | **労働基準法第32条（労働時間）** | | **80件** | **50.3%** | 時間外・休日労働協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。<br>時間外・休日労働協定で定めた限度時間を超えて労働させているもの。 |
| | 同法第37条（割増賃金） | | 31件 | 19.5% | 法定時間外労働、深夜労働（原則として午後10時から午前5時）を行わせているのに、通常賃金の2割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。<br>法定休日労働を行わせているのに、通常賃金の3割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。 |
| | 内訳（延べ件数） | **時間外労働に対する割増賃金不払い** | **24件** | **15.1%** | |
| | | 深夜業に対する割増賃金不払い | 7件 | 4.4% | |
| | | 休日労働に対する割増賃金不払い | 3件 | 1.9% | |
| 労働条件明示等関係 | | | 46件 | 28.9% | |
| | 内訳（延べ件数） | **労働基準法第15条（労働条件の明示）** | **34件** | **21.4%** | 労働者を雇い入れる際に、賃金額や賃金支払方法等の法定事項について書面を交付していないもの。 |
| | | 同法第89条（就業規則の作成等） | 20件 | 12.6% | 常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出していないもの。就業規則を変更しているのに、変更の届出をしていないもの。 |

### 3 労働安全衛生法の主要な違反事項

| 違反事項 | | 違反件数 | 違反率 | 違反の内容 |
|---|---|---|---|---|
| 労働安全衛生法第11条から12条の2、第14条、第15条及び第17条から第19条まで（安全衛生管理体制） | | 14件 | 8.8% | 常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者(安全管理者・衛生管理者・産業医等)を選任していないもの。<br>常時10人以上50人未満の労働者を使用しているのに法定の管理者（安全衛生推進者）を選任していないもの。<br>常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の安全・衛生委員会等を設置していないもの。 |
| 同法第66条（健康診断） | | 22件 | 13.8% | 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。<br>常時深夜業に従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、特定健康診断を実施していないもの。 |
| 内訳（延べ件数） | 定期健康診断 | 11件 | 6.9% | |
| | 特定健康診断 | 16件 | 10.1% | |

## 4 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の主要な違反事項 （資料1参照）

| 違反事項 | | 違反件数 | 違反率 | 違反の内容 |
|---|---|---|---|---|
| 総拘束時間に関する違反 | | **39件** | **24.5%** | 1カ月の拘束時間の限度を超えているもの。<br>※拘束時間：労働時間と休憩時間の合計 |
| 最大拘束時間に関する違反 | | **59件** | **37.1%** | 1日の拘束時間の限度を超えているもの。 |
| 休息期間に関する違反 | | **47件** | **29.6%** | 1日の休憩時間を継続8時間以上与えていないもの。 |
| 最大運転時間に関する違反 | | 19件 | 11.9% | 1日あるいは週の運転時間の限度を超えているもの。 |
| 内訳（延べ件数） | 1日の運転時間が2日平均で9時間を超えているもの | 18件 | 11.3% | |
| | 1日の運転時間が2週間ごとの平均で44時間を超えているもの | 6件 | 3.8% | |
| 連続運転時間に関する違反 | | **31件** | **19.5%** | 運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩を確保していないもの |
| 休日労働に関する違反 | | 4件 | 2.5% | 法定休日労働を2週に1回を超えて行わせているもの。 |

## 5 今後の方針

一斉監督の結果、依然として労働時間、労働安全衛生に関する法違反、改善基準違反が認められたため、道路貨物運送業を特に対策を必要とする業種と位置づけた事業場への監督指導を継続します。

トラック運転者の長時間労働は、集荷・配達時間などの発注条件の制約が大きな要因となっており、また、労働災害発生場所は荷主先に多いなどのことがあるため、発注者に対して労働基準法の労働時間規制、改善基準、労働安全衛生法上の安全衛生規制などを示した上で発注条件・作業管理等での十分な配慮を行うよう引き続き要請していきます。

また、トラック運送事業者、荷主、経済団体、労働団体、行政機関等から組織され、各都道府県に設置されている「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」においても、トラック運送業の取引環境改善・長時間労働抑制に向けた具体的環境整備を図ることとしています。

**（参考）平成26年度及び平成27年度の実施結果**

| | 監督実施事業場 | 法違反事業場 | 改善基準違反事業場 |
|---|---|---|---|
| 平成26年度 | 158 | 129（81.6%） | 84（53.2%） |
| 平成27年度 | 159 | 122（76.7%） | 78（49.1%） |

（参考）主たる違反項目

| | 労働時間 | 労働条件明示 | 割増賃金 | 健康診断 | 安全衛生管理体制 | 最大拘束時間 | 総拘束時間 | 休息期間 | 連続運転時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成26年度 | 73<br>(46.2%) | 38<br>(24.1%) | 33<br>(20.9%) | 29<br>(18.4%) | 14<br>(8.9%) | 65<br>(41.1%) | 54<br>(34.2%) | 52<br>(32.9%) | 42<br>(26.6%) |
| 平成27年度 | 80<br>(50.3%) | 34<br>(21.4%) | 31<br>(19.5%) | 22<br>(13.8%) | 14<br>(8.8%) | 59<br>(37.1%) | 39<br>(24.5%) | 47<br>(29.6%) | 31<br>(19.5%) |

資料１

# 改善基準告示の概要（トラック運転者）

| 区　分 | 主な内容 |
|---|---|
| 総拘束時間 | １か月　293時間以内<br>（労使協定を締結した場合には、１年のうち６か月までは、１年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲で１か月320時間まで延長可） |
| 最大拘束時間 | １日　　原則13時間以内<br>延長する場合でも　最大16時間以内（15時間超えは1週2回まで） |
| 休息期間 | １日の休息期間は、継続8時間以上<br>（運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように） |
| 最大運転時間 | １日の運転時間は、2日平均で9時間以内<br>１週間の運転時間は、2週間毎の平均で44時間以内 |
| 連続運転時間 | 運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保<br>（分割する場合は1回につき10分以上の休憩で合計30分以上） |
| 特例 | ①分割休息期間<br>業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。<br>この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。<br>②2人乗務<br>1日の最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間に短縮可（ただし、車輌内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る）。<br>③隔日勤務の特例<br>業務の必要上やむを得ない場合には、隔日勤務をさせることが可能。この場合2暦日における拘束時間が21時間を超えず、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。<br>④フェリー乗船<br>トラック運転者のフェリー乗船時間は原則として休息期間として取り扱います。 |

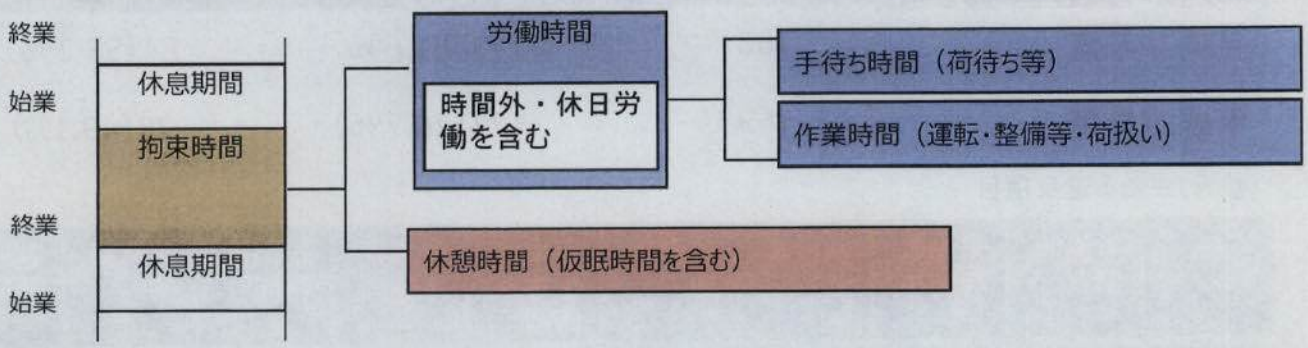


**拘束時間**：始業時刻から終業時刻までの時間。運転時間、荷役作業時間、手待ち時間及び休憩時間を合計した時間。
**休息期間**：終業後、次の勤務までの時間。睡眠時間を含む生活時間となり、労働者にとって全く自由な時間となる。